

回答書

1 【質問】

4月からの事業開始が間に合わず、6月からの対応となる見込みの場合でも参加はできるのか。

【回答】

可能である。

法人の対応可能な内容での提案をお願いしたい。

2 【質問】

業務の場所について、児相や法人事務所で勤務する日数に決まりはあるか。

【回答】

児童相談所が示す月の対応件数を履行できればよく、勤務日数の取り決めはない。

3 【質問】

その場合、業務（給与）の按分はどのようにすればよいか。

【回答】

勤務日数に決まりはないため、法人が想定する日数で按分していただければよい。